

パリ大審裁判所第17法廷

2010年9月22日の判決。

報道の自由に関する1881年7月29日の法律の第29条の1及び第32条の1に基づき、裁判所に、

- 2008年12月16日に配信された「笹川、日仏修交150周年を祝う戦犯？」と題された電子メールと添付文書「笹川良一（1899-1995）メモランダム 笹川帝国と笹川財団」に記された5つの文言（以下に引用）は、個人に対する公開の名誉毀損罪を成立させると言い渡し、
- 物的損害の賠償として200ユーロ、精神的損害の賠償として1ユーロを原告に支払うことをキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネに命じ、
- 補足的賠償として日刊紙 LE MONDE と週刊誌 LE POINT に被告の費用負担で判決書を広告することを言い渡し、
- 民事訴訟法第700条の適用により15000ユーロを原告に支払うことを命じ、判決の仮執行を命じること

を訴え出た“FONDATION FRANCO-JAPONAISE SASAKAWA”¹の要求により、2009年3月5日に、全国政治学財団—Sciences-Po CERI の主任研究員キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネに通告された裁判呼出状に鑑み、

裁判呼出状を無効例外とするキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネの訴え、即ち、裁判呼出状に記載された原告の法人名が不正確であり、かつ法人の会長はその名で裁判を起こす権限を与えられていなかったとのキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネの主張に対し、財団を公益事業法人として認定し定款を承認した1990年3月23日の政令では“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA”²という名称が使われ、これは現在でもこの団体の名称であるが、これが裁判呼出状に正しく記されていないにもかかわらず、かつ被告側が提出した文書はこの間違いは偶発的なものではないと示唆するものではあったとはいえ、裁判呼出状を無効にするほどの損害を被告に被らせたものではなかったとして、この訴えを却下した2009年12月7日の準備手続き判事の命令書に鑑み、

“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA”（この呼称は結論書の冒頭で使われているが、その後この文書の本文では使われていない。だからといってこの状況が何らかの法的な結果を招くものではない）が2010年5月5日に提出した、当初の請求全部を維持する旨の最終結論書に鑑み、

裁判所に、

- 原告の名称は、その定款に記載されているごとく、“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA”であることを認識し、
- 原告の訴えの対象となっている文言は、原告が実施する活動について述べているものではない以上、いずれもその名誉と評判を傷つけるものではないと言い渡し、
- その創立者笹川良一（公益法人承認手続きに当たって提出された定款にある財団名とは異なったかたちで原告はこの氏名を財団名に使っている）にかかわる歴史的事実を単に喚起すること

¹ 訳注：笹川日仏財団

² 訳注：笹川と称する日仏財団

は、名誉毀損にはならないと判決し、

- ・ いずれにせよ、キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネの善意を認め、
 - ・ 訴えの全てを棄却し、被告側が負担した費用として30000ユーロの支払いを命じること
- を求めるキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネの2010年4月7日の最終結論書に鑑み、

2010年6月28日の公判に出廷した“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA”会長富永重厚、同副会長ジャン＝ベルナル・ウーヴリウー、そしてキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネが、弁護士の弁論の前に述べた陳述に鑑みる。この公判終了時に2010年9月22日14時に判決は裁判所書記課で入手可能になると指示があった。

“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA,”は1990年3月23日に公益法人と認定された、フランス法に基づく非営利団体である。財団は、日仏文化友好関係を促進する活動の一環として、著名な機関と広範なパートナーシップを結んできており、過去現在にわたって多くの識者を理事に数えていると主張。

財団は、日仏修交150周年を記念して在仏日本大使館が後援した一連の催しの一環として企画されたあるシンポジウムの主たるスポンサーであったと説明。シンポジウムは2008年12月18日にIFRI（フランス国際研究所）がその本部で開催することとなっていたが、その寸前に、財団の名誉を著しく損なう文書を配布したことを財団はキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネに非難する。

名誉毀損の訴えの対象となった文言は、キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネとフリップ・ペルチエの連名で、シンポジウムの講演者、多方面の識者や機関、フランス内外のメディアにpostelvinay@ceri-sciences-po.orgから2008年12月16日14時21分に送信された「笹川、日仏修交150周年を祝う戦犯？」と題された電子メールと添付文書「笹川良一（1899－1995）メモランダム 笹川帝国と笹川財団」に含まれていた。

パリ政治学院の国際関係主任研究員でアジアの専門家であるキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネは、このシンポジウムに研究者として招待されたが、A級戦犯の名を冠する財団がこのような会議のスポンサーとなることは、全く不相応であると即座に見て取れたため、およそ60人の仏人歴史家・大学関係者、日本・中国の専門家とともに、「外務省がその後援を取り下げるよう強く要請する」電子メール回状を政治家や知識人に送るに至ったと答える。

文言が名誉を毀損する性格であるかについて

訴えの対象となった文言を逐一吟味する前に以下を確認する。

- ・ 1881年7月29日の法律の第29条の1は、名誉毀損を、「ある人物あるいは団体の名誉・評判を傷つけるような事実をその者に関ることとして非難すること」と定義している。その事実は明確な事実であり、その真実性の証拠について討論の対象となりえることを要し、これが名誉毀損を一方では第29条の2に規定される侮辱罪（事実の非難なしの暴言・軽蔑の表現・悪態）と区別し、他方では批判の自由が許す意見表明や価値観の表明（個人攻撃とはならない範囲で）と区別することになる。

- 個人に対する公開の名誉毀損が成立するためには、相手が指名されたり明示される必要はないが、発言や文章の文言から誰を対象としているかが分かる、あるいは外的な状況がそれを明らかにし、はっきりと確認させなければならない。
- 名誉毀損は、暗ににおわせたりほのめかせたりであっても、問題の言動の内的・外的要因を考慮に入れて、すなわち文言の内容のみならずその文脈も考慮して評価される。

訴えられた文言の1：電子メールの第2文節

「この催しの主たるパートナーである笹川日仏財団はA級戦犯笹川良一の名を冠している」

原告は、同財団が戦犯の名を冠し、それにより彼の過去の悪行を是認していると非難されたが、これは全く道義に反することである、と主張する。

この文言はたしかに“FONDATION FRANCO-JAPONAISE SASAKAWA”（笹川日仏財団）を名指しで（誤った、しかし通常使われている呼称）「A級戦犯の名を冠している」と述べ、これは証明可能な明確な事実であり、この名は一つの選択の結果でしかありえず、それは財団がこのように形容された同人の行為を糾弾しないことを少なくとも示唆するものとなるから、財団の名誉あるいは評判を傷つける。

訴えられた文言の2：電子メールの第4段落

「日本にもフランスにも歴とした財団は多数ある。日本とフランスといった二大民主国家の修交150周年を祝うにあたって、このパートナーが選ばれたことは極めて遺憾である。」

“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA”はこの文章から、歴とした姿勢がなく、民主的な枠組みの文化行事に参加する資格に欠けるとみなされていると読み取っている。文章の執筆者達は種々の財団の品格について評価し選択を遺憾だとしている。二人は批判的であるとはいえ、意見を表明しているのであり、原告に対して証明可能な明確な事実を非難しているのではない。

訴えられた文言の3：覚書の第17ページ

「1999年に、エジプト人文士のUNESCO事務局長選出がほぼ確実とみなされていたところ、アフリカ諸国代表は反対投票をし、日本人外交官松浦晃一郎の選出が確保された。“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA”がアフリカ諸国代表の票の見返りとして『寄付』を約束したようである。松浦晃一郎は就任後、前任者フェデリコ・マイヨルが残したものを部分的に清算した後、UNESCOと日本財団、そして“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA”（UNESCO本部はパリにあるのだから）、特にその福会長で元在京フランス大使（1994－1998）ジャン＝ベルナル・ウーヴリウーとのイニシアティブを数多く実施してきた。」

“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA”は、「日本の外交官松浦晃一郎」のUNESCO事務局長選出後の数多くの『イニシアティブ』の相手となったと名指しで書かれているが、これは名誉毀損ではない。また、贈賄とそれにより選出が確保されたのではないかとの示唆は“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA”を対象としたものではなく笹川財団、

すなわち別の日本の法人にかかわるものであり、フランスの財団が他者のこのような贈賄行為の情報を受けていたかについては何ら述べられておらず、ほのめかしてもいない。

従ってこの文章は原告の名誉を毀損しない。

訴えられた文言の4：覚書の第24ページ

「FONDATION FRANCO-JAPONAISE SASAKAWA（日仏笹川財団³）は1989年末にパリで、公式には1990年2月3日に設立された。1990年3月23日に首相により公益団体と認定された。当初、公益団体認定を保証する権限を持つ国務院は、反対の意見を出した。数週間後に、（異常に短い期間を置いただけと分析する向きもあった）国務院は見解を翻し、賛成の意見を出した（LE CANARD ENCHAINE, 1991年第3689号と2002年4月17日号）。この期間に何があったのだろうか。仮説としては、今のところ二つ浮かび上がる。第一は、この決定はロカール政権敗退中に取られたということである。第二は、金融界入りした元外交官が特使の役割を演じ、笹川一族はフランスで『ショッピングをした』、特にブロワ（市長を務めるジャック・ラングは大臣職にもあった）の大聖堂のステンドグラスの修復と、政治的に多大な影響力を持つある著名な仏財団に、資金援助をしたという説である。」

原告は、汚職・贈賄により公益法人認定を取得したと非難されたと主張し、被告は認定申請を受けた政府首脳が嫌がったことを喚起し、有力な組織や人物に対する日本の財団（フランスの財団ではなく）によるメセナ事業や資金供与の重みを示唆しただけであると応じた。

“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA” に対して、刑法上汚職・贈賄とみなされる行為を財団自らが犯したとの非難が直接向けられているのではないが、驚くほど短い期間に仏当局の態度が変わったことは、贈賄に類する行為により説明できるのではないかとの非難がある。『特に』と引用されたメセナ事業がフランスの財団起源ではなくても、『笹川一族』が『フランスでショッピングをした』という表現はフランスの財団をも網羅している。

従ってこの文言は名誉を毀損するといえる。

訴えられた文言の5：覚書の第24ページ

「1991年11月25日の書簡で、当時C.R.J.C.所長であったオーギュスタン・ベルクは『日本から見ると、笹川の名を冠した財団というのは、フランスならば、占領時代のナチス協力者で今日国民戦線とフランス・マフィアのドンであるような人物の名を冠した財団に相当し、あるいは日本はドイツと似た過去を有するのだから、ヒトラー支配下ではナチスとして活動し、いまだにナチスを標榜し暴力団につながりがあり、ネオ・ナチスに資金を出す人物の名を冠した団体に相当する、と言える。』と書いている。」

この文章も名誉毀損となる。原告がナチス思想に傾倒しているとするものではないが、引用文1と同様の非難がある。すなわちナチス活動家で、しかも暴力団につながりがある者に相当する人物の名を冠しているという点である。この段階の考察では、これが被告が書いた文章ではないという点は、被告が連

³ 訳注：原文にローマ字表記で *Nichifutsu Sasakawa Zaidan* と書かれている。

名で署名し、他の人たちと共に配信した覚書で引用している以上、重要ではない。

善意について

名誉を毀損する事実について、その一部は10年以上さかのぼるものでもあり、キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネは真実性の証明をしようとはしなかった。キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネはその善意を認めてほしいと主張し、特に、原告の訴訟の真の目的はその評判を守るのではなく、原告が名を冠している異論の多い人物の名誉を回復することにあると主張。

名誉を毀損する非難は当然悪意でなされたとみなされるが、その発言主が善意を立証し、個人的な敵意とは別の正当な目的を追求し、真剣に調査し、また慎重に表現する等のいくつかの要件を満たすと証明できるときは、正当であるとみなされる。

これらの基準は文書のジャンルと著者の資格により評価の仕方が異なる。名誉を毀損する文言の著者が、情報提供を職業とするジャーナリストではなく、自分がかかわった事実について証言する者である場合は、それほど厳格な判断基準は使われないが、専門の研究者が自己の分野について述べる場合は別である。

原告は本件では、善意の4つの基準のいずれも満たさないと、誤った主張をしている。

アジアを専門とする国際関係主任研究員が、他の人々とともに、日仏修交150周年を記念するシンポジウムの参加者や外務省・有識者・メディアに対し、シンポジウムの主たる出資者が、日本の歴史上異論の多い人物の名を冠した財団であることに注意を喚起し、またフランスでは一般にあまり知られていない当該財団・人物についての情報を提供したことは、正当である。被告はこれに関して、日本の財団は笹川という名を使うことをやめ、創立者への所属が示唆されないようにしたと、いみじくも指摘している。

さらに、被告が原告に対して個人的な敵意をもち、訴えの対象となった文言を書いたと証明する要素は皆無である。

調査の厳格性は、表現の慎重さとあわせて吟味されるが、これについては、名誉毀損があると判断される文言の内、主要な二つを個別に検討する必要がある。

A 級戦犯でしかも暴力団につながりがある人物の名を冠するとの非難については、原告はキャロリーヌ・ポステル＝ヴィネに対し、リヨン第2大学の現代史学教授クリスチアン・アンリオの研究に言及しておらず、情報源が不十分であること、そして笹川良一はA級戦犯として有罪判決をうけたことはなく、平和に対する罪の容疑で逮捕され釈放された（これに意義が唱えられているのではない）のだから、キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネが誤った主張をしと訴えた。

キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネは、2008年12月16日付けの電子メールに添付された覚書は、

以下のような経歴を伝える数多くの文献に基づいて書かれたと主張。

- 1930年代初頭に笹川良一は、拡張政策と満州侵略を掲げて活発な国粋運動を展開する極右翼のグループを設立した。
- 1942年に国粋主義と軍国主義をかかげて衆議院選挙に当選した。
- 1945年に米国当局により、日本の侵略政策立役者の一人として逮捕され、『平和に対する大罪と陰謀』の廉で『A 級戦犯』として起訴され、巣鴨刑務所に拘置され、三年後に米国の政策が変わったため、裁判なしに釈放された。
- 笹川は、特に日本のマフィアの支援を受けて、大資産を作り、極右翼の運動に活発に関り、資産の一部を投じて慈善・メセナ事業の財団を作った。

キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネは特に、クリスチアン・アンリオの論文に関し、同氏は、訴訟の対象となった覚書の共著者であり日本の専門家である地理学者フリップ・ペルチエと、あるシンポジウムで対立したとを指摘して、論文に質に論駁した。

これについては、裁判所は歴史論争で黒白を決めたり、現代の政治や歴史について原告・被告が提示する事項の真実性について判断するものではなく、名誉を毀損する文章の著者がそのように表現するに当たって十分な資料を手にしていただろうかのみを吟味することを、ここに確認する。

従って提出された資料全てについての詳細にわたる検討はしないにしても、被告の弁護に法廷に提出された資料から以下が特記される。

- 笹川良一は1945年12月11日に「戦犯」として逮捕され、同年12月4日付けの起訴状には「戦前の最も活発なファシスト組織者の一人」で、「東亜拡張政策の強力な運動家であった」、「侵略・国粋主義・反米感情の推進運動における指導的な役割、そして現在、民主主義を阻害する組織で活発であることから、逮捕する必要がある」と書かれている（被告側から提出された仏訳文 - 資料番号59、訳文に異議は出されなかった）。
- 1946年1月19日の規約は「個人としてあるいは組織の一員として、平和に対する大罪を含む罪を問われた大東亜戦争の戦犯を裁判し刑罰を科する権限が裁判所にある」と規定している（資料番号71）。
- この類別は1945年8月8日のロンドン合意に倣ったもので、その第6条には、平和に対する大罪（A 級：侵略戦争の指揮・準備・開始あるいは継続）、戦争に対する大罪、人道に対する大罪の区別がある。ただし原告はその最終結論で、この文書に定義された『平和に対する大罪』のカテゴリーを示す一般の呼称として「A 級戦犯」が使われるようになったと指摘し、それは多数の資料からも見て取れる。
- 笹川に対する起訴は1947年6月4日の SCAP（連合軍最高司令部）報告書（資料番号60）で取り下げられていない（「彼は20年以上にわたって軍事侵略政策、排外政策を支持した」）。
- マッカーサー將軍の1947年10月28日のノートには、彼について「日本における全体主義・侵略政策の発展において、軍部外では最も罪状の甚だしい人物の一人」と記し、「彼は A 級戦犯容疑者として拘留され、東京国際軍事裁判所で裁かれるべきである」と勧告している。
- いくつもの書物・記事に、彼は戦犯として投獄された、暴力団と結びつきがあると書いてある。

本件の歴史に関する論争において、被告側から論拠として提出された資料全体を考慮にいれると、問題の文言の著者達は、「A 級戦犯の名」と書くに十分な資料を持っており、また、彼らは笹川がこの廉で有罪判決を受けたとは決して書いていないこと、またこの表現は「平和に対する大罪」と同格であり、この人物は通常このように形容されていることが特記される。著者達はまた、暴力団との関係について比喩的に述べたオーギュスタン・ベルクの文章を、鍵カッコをつけて、従って十分な慎重さを持って、引用することできた。

公益法人の認定を受けたときの事情については、被告側は、当時政府当局が否定的な見解であったことを示す文書をいくつも提出している。まず、ニコラ・ボーとオリヴィエ・トッセール共著の「ジャック・シラクの驚くべき日本口座の話」と題した著作の抜粋。この本には以下のような多くの書類の複写版が掲載されている：「笹川氏の名が財団の名称に入らない」ならば、財団を公益法人と認めることに依存は無いと書いた1988年12月19日付けの外務大臣のノート；1989年8月24日付けのピエール・ジョックス⁴のノート；ミシェル・ロカール⁵の手書きのメモ（1989年9月20日 - 「結局ノーと言うことにする」、1990年2月3日 - 「見た。うんざりだ。名を変えろ」）

さらに1988年7月12日付けの外務大臣のノートも提出され、これには『非常に異論の多い』笹川良一として、「特に自国で議論がおおく、その結果本省は笹川日仏財団に公益法人の資格を付与することについて否定の見解を出すに至った」、さらにこの『悪い評判』について、「1930年から1945年にかけてのファッション化する日本の極右翼における政治活動の廉で、26人のA級戦犯（東条将軍をはじめとする）の一人として巣鴨刑務所に拘置された」、「やくざ（これ自体極右翼とつながっている）が牛耳る事業で財産を作ったと彼は非難されている」と記されている。

その後のフランス当局の態度変更の説明として、覚書の著者達は断定的な文言を避けて、従って十分な慎重性をもって、疑問を投げかけるに留め、メセナに関しての仮説を唱えるだけにしている。

以上の結果として、表現の自由を合法的に使った被告には、善意を認めることができ、この件では名誉毀損の性格は認められない。

“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA” の請求はすべて棄却されるべきである。

最後に、キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネの民事訴訟法第700条に基づく要求は部分的に認めるべきである。

以上の理由により、

裁判所は

対席で、第一審で、以下の判決を下すことを事務局での閲覧を通じて公開する。

“FONDATION FRANCO-JAPONAISE, DITE SASAKAWA” の請求はすべて**棄却する**。

⁴ 訳注：当時の内務大臣

⁵ 訳注：当時の首相

同財団に、民事訴訟法第700条に基づき、キャロリーヌ・ポステル＝ヴィネに**5000ユーロ支払うことを命じる。**

同財団に訴訟費用の**負担を命じる。**